

1 財務書類について

(1) 新地方公会計制度について

新地方公会計制度は、「新地方公会計制度研究会報告書」等(※)に示す「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」(以下「基準モデル」という。)又は「地方公共団体財務書類にかかる総務省方式改訂モデル」(以下「改訂モデル」という。)を活用して、公会計の整備推進に取り組むことが求められております。

「基準モデル」は、公有財産の状況を公正価値評価による固定資産台帳で把握し、民間企業会計の考え方と会計実務を基に個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成するものです。「改訂モデル」は、事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報のかわりに、既存の決算統計の情報を活用して作成することが認められたものです。

本市では、平成 20 年度決算分から「改訂モデル」による財務書類の作成してまいりましたが、「基準モデル」による財務書類の作成に必要な複式簿記変換システムや固定資産台帳が整備されたことから、平成 23 年度決算分から「基準モデル」による財務書類の作成、公表をすることができるようになりました。

※ 総務省からの「公会計の整備推進について(通知)」では、財務書類 4 表の整備にあたり、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計実務研究会報告書」を活用し、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」等の方式により、公会計の整備推進に取り組むこととされています。

(2) 財務書類 4 表(基準モデル)について

ア 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末(基準日)時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか(資産保有状況)、その資産がどのような財源でまかなわれているのか(財源調達状況)を表示した書類です。

基準日時点における地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産といったストック項目の残高)が明らかになります。

(ア) 資産

- ・将来の資金流入をもたらすもの
- ・将来の行政サービス提供能力を有するもの

(イ) 負債

将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすもの(地方債、引当金等)

(ウ) 純資産

資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などを計上

イ 行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。

これにより、その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について、税収等でまかなうべき行政コスト（純経常費用（純行政コスト））が明らかになります。

ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。

エ 資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して収支が記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかになります。

（ア） 経常的収支

「支出」は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う費用を現金主義で捉え直したものであり、「収入」は、地方税、地方交付税などの経常的な収入を計上するものです。

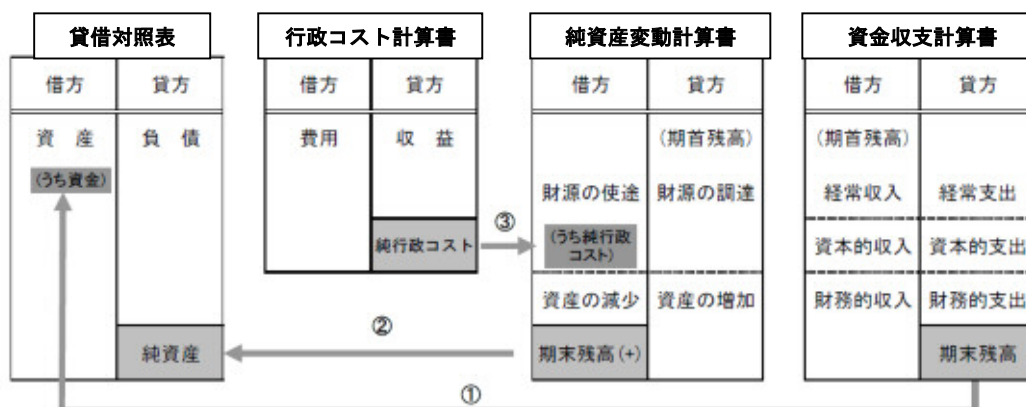
（イ） 資本的収支

固定資産形成や長期金融資産形成といった資本形成活動に関する収支です。

（ウ） 財務的収支

公債費の償還・発行といった負債の管理に関する収支です。

オ 財務書類4表相互関係図(基準モデル)



- ① 貸借対照表の資産のうち「資金」の金額は、資金収支計算書の期末残高と対応します。
- ② 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されるが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③ 行政コスト計算書の「純経常費用（純行政コスト）」の金額は、費用と収益の差額であるが、これは、資金収支計算書の財源の用途のうち「純経常費用への財源措置」に対応します。

カ 単体・連結財務書類について

単体財務書類及び連結財務書類とは、地方公共団体を構成する普通会計以外の特別会計や、地方公共団体と連携して行政サービスを実施している関係団体や法人を1つの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることを目的として作成する財務書類のことです。

本市の単体・連結財務書類の対象となる会計・団体・法人につきましては、目次の次頁をご参照ください。

キ 「基準モデル」と「改訂モデル」の特徴について

「基準モデル」は、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握したうえで、個々の取引情報を発生主義により発生の都度又は期末に一括して複式記帳して作成することを前提としたものであります。本市では、期末に一括して複式記帳を行っております。

「改訂モデル」は、各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の地方財政状況調査の情報を活用して作成することを認めています。その結果、開始貸借対照表の整備が比較的容易であり、また、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴がありますが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もあります。

(3) 民間企業と地方自治体の財務書類の違い

民間企業（株式会社）においては、株主により選任された経営者が株主の価値を最大化すべく業務を執行します。そのため、民間企業の財務書類においては、株主が投下している資本に対して適切なリターンがあるかどうかを重視され、企業の収益率が重要な評価指標の一つとなります。一方で、地方自治体においては、利益を計上することではなく継続的に行政サービスを提供することが目的となります。従いまして、どのようなインフラ資産や公共施設をどれくらい作ってきたか、そのようなインフラ施設や公共施設の老朽化はどの程度進んでいるか、世代間の公平の状態はどのようになっているのか、といったことなどを明らかにしていく必要があります。

ア 貸借対照表

企業会計では、特定の業種を除いて原則として、貸借対照表の項目を流動性の高い順に配列する流動性配列法に従って記載され、基準モデルではこれを採用しています。

イ 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用とその行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比して「純経常費用（純行政コスト）」を算出する点で大きく異なります。

これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、新地方公会計モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。

企業会計においては、株主は会社の所有者であり、その株主（所有者）からの出資金は収益ではなく、純資産の増加要因として株主資本等変動計算書に計上されます。民間企業と同様に、住民は地方公共団体の所有者として捉えた場合、住民からの税収は「所有者からの拠出」とあるという考えに基づき（これを「持分説」といいます。）純資産変動計算書に計上することとしています。

ウ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえますが、株主資本等変動計算書では、資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なります。

エ 資金収支計算書

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、基準モデルでは「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地

方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。この点、企業会計のキャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動」「投資活動」「財務活動」という三つの活動に区分されます。